

# 日本で法学教育を受けた者から見た アメリカの司法試験と法曹制度

——テネシー州司法試験受験を踏まえて——

清 水 潤\*

## I 序

本稿の目的は、アメリカ以外で法学教育を受けた学生、特に日本で法学教育を受けた者が米国の法曹資格取得に際してどのように扱われているかを概観することにある。初めに、なぜこのような原稿を書こうと思ったのか、その動機について簡単に述べておきたい。

筆者は、中央大学法科大学院に助教として在職中、カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロー・スクール（UCLA School of Law）のLL.M.課程に留学し、2014年に学位取得後、テネシー州の司法試験（bar exam）を受験し、2016年に同州の法曹資格を取得した。米国ロー・スクールのLL.M.課程留学は、日本人の間でも珍しいことではなく、留学の準備や方法については多くの情報が流通しており、今更筆者が語るべきことは少ないであろう<sup>1)</sup>。また、学位取得後にニュー・ヨーク州あるいはカリフォルニア州で法曹資格を取得することも広く行われており、インターネット上には多くの受験体験記がある。しかし、テネシー州の法曹資格を保持している日本人はほとんどいないのではないだろうか。勿論、これは単に同州の資格取得のメリットがないから試験を受験する日本人がいらないだけなのかもしれない<sup>2)</sup>。しかし、単に情報不足ということも原因として考えられる。最近、後述するように、外国人受験者にもっとも人気のあるニュー・ヨーク州における受験資格が厳しくなっていることもあり、他州での受験を考えている留学生も増えていると推測される。実際、筆者は渉外弁護士の方からテネシー州の受験について問い合わせを受けたことがある。かかる状況に鑑みると、ニュー・ヨーク州やカリフォルニア州以外の州における弁護士制度を紹介する価値は高いのではないだろうか。管見の限り、全米の州についてこのような調査を行った文献やサイトは日本語では存在しない。英語では存在するものの、分かりやすいとは言にくい<sup>3)</sup>。例えば、ジョージタウン大学が外国人留学生向けにまとめているサイトではニュー・ヨーク州とカリ

\* 白鷗大学法学部准教授

フォルニア州、ワシントン DC のみ記載があり<sup>4)</sup>、網羅的とは到底言い難い。また、筆者の在学当時、UCLA の LL.M. プログラム担当者に問い合わせても、ニュー・ヨーク州とカリフォルニア州以外の情報は共有されていなかった。

アメリカ法は戦後日本社会に大きな影響を与え続けてきたし、日本の法科大学院制度の直接のモデルともなった。それ故にすでに我々はアメリカの法曹制度についても多くのことを知ってはいるものの、これまでのアメリカの法曹制度についての研究の多くは、アメリカ人が正規の J.D. 課程を経て法曹資格を取得するプロセスを念頭においてなされてきたように思われる。しかし、アメリカの法曹制度はそのようなドメスティックな文脈に留まるものではない。多くの州においては、アメリカの法曹制度は、他国での法教育と密接に関連したものとして構築されているのである。本稿は、これまであまりなされなかった視点から、アメリカの法曹制度に光を当てようとする比較法研究の一端でもあり、その意味では実用的な目的のみに留まるものではない。

## II 各州司法試験における「外国で法学教育を受けた学生」の司法試験受験資格

以下、有名なニュー・ヨーク州とカリフォルニア州を紹介した後、アルファベット順に、アメリカのロー・スクールの J.D. 学位なしで外国人留学生が司法試験を受験し、当該州の法曹資格が取得可能な州を列挙する<sup>5)</sup>。

### ニュー・ヨーク州 (New York)

アメリカでは、ABA (American Bar Association) に認可されたロー・スクールに 3 年通って J.D. の学位を取得すると、原則として、全 50 州および連邦直轄地であるコロンビア特別区の司法試験を受験できる<sup>6)</sup>。通常は、就職先の事務所が置いてある州の試験を受験することになる。しかし、外国人留学生で J.D. 課程に挑戦する者は必ずしも多くはない。それは入学難易度、学費、米国での就職の現実的可能性の低さなどが理由である<sup>7)</sup>。外国人留学生がロー・スクールに留学する場合には、1 年で修了できる LL.M. 課程を利用するが多い。この LL.M. の学位のみを取得した場合には、司法試験を受験できる州は限られる。一般的には、もっとも受験資格が緩やかとされているニュー・ヨーク州、それが無理な場合には、次いで受験資格が緩やかとされるカリフォルニア州の試験を受験するのが通常である。

しかし、ニュー・ヨーク州の司法試験受験資格は近年厳格化している。かつてはニュー・ヨーク州では LL.M. の学位を取得しているだけで受験が認められたようだが、近年では学位取得以外にも多くの要件が課されている。2018 年現在におけるニュー・ヨーク州の受験資格はどのようになっているのだろうか。受験資格は同州の Board of Law Examiners (NY Bole) のサイトで確認できる<sup>8)</sup>。それによると、外国で法学教育を受けた学生の受験資格は、

the Rules of the Court of Appeals for the Admission of Attorneys and Counselors at Law の section 520.6.に記載がある<sup>9)</sup>。かなり長いので詳細は別途確認していただきたいが、概要としては、自国で法曹資格取得に必要な法学教育を受けたことを前提として、ABA 認可のロー・スクールで法学教育を受け、LL.M. 学位を取得することで受験が可能となる<sup>10)</sup>。しかし、LL.M. を取得するだけでは足りず、その内容に多くの要件がある。その際、特に重要なのは次の要件である。

- 最低でも 24 単位を取得する。
- 全てのコースワークが米国内のキャンパスで行われる（通信教育は不可）
- Professional responsibility（法曹倫理）の講義を 2 単位以上取得する。
- legal research, writing, analysis（法調査、起案、分析）の講義を 2 単位以上取得する。
- 米国法入門の講義を 2 単位以上取得する。
- ニュー・ヨーク州司法試験の試験科目の講義を 6 単位以上取得する。

最初の 24 単位の条件を満たすのは決して難しくない。多くの LL.M. の学生は 24 単位以上を取得して学位を取得する。しかし、この 24 単位は全て classroom instruction によるものである必要があり、論文執筆等を含むことはできない。多くのロー・スクールでは教員の指導の下で論文を執筆することで単位を取得する制度があるはずだが、これは 24 単位の中には含めることができないということである。また、試験科目を 6 単位以上取得するという要件も、興味のある科目を履修するという観点からは大きな障害となる。さらに、ニュー・ヨーク州の司法試験に合格しても、プロボノ活動 50 時間という要件を満たさないと弁護士登録ができない<sup>11)</sup>。それ以外にも、自国での法学教育を受けていることが前提なので、例えば経済学部から企業の法務部に入った者や、法学部やロー・スクールに所属した経験がないが弁護士をしている者などは受験が難しい。これらのいずれかの理由から、ニュー・ヨーク州の司法試験を避けたい留学生は他州の司法試験の受験資格を確認することになる。

2016 年 7 月から試験内容に大きな変更が加わり、現在では NCBE (National Conference of Bar Examiners) という組織が主催する UBE (Uniform Bar Exam) という全米共通の司法試験が出題される。UBE を利用するかは各州に任されており、採用している州とそうでない州がある。UBE は各州で同日に行われるが、受験資格や合格点などの決定は各州の権限に留まる。その内容は、Multistate Essay Examination (MEE), two Multistate Performance Tests (MPT), and the Multistate Bar Examination (MBE) からなる。これら 3 つのうち、各州はいずれか任意の一部のみをそれぞれの州の司法試験に取り入れてもよい。全米で最も普及しているのは MBE で、ルイジアナ州とプエルトリコ以外で採用されている。ではニュー・ヨーク州法の知識は不要なのか。これについては、New York Law Course と New York Law Exam というオンラインの講義受講とテストが義務付けられるようになった。

MEEは1問30分、計6問の論述試験である。試験範囲は相当広いが、全米共通であり州法の知識は必要とされない。Business Associations (Agency and Partnership; Corporations and Limited Liability Companies), Civil Procedure, Conflict of Laws, Constitutional Law, Contracts (including Article 2 [Sales] of the Uniform Commercial Code), Criminal Law and Procedure, Evidence, Family Law, Real Property, Torts, Trusts and Estates, and Article 9 (Secured Transactions) of the Uniform Commercial Codeが試験範囲となる。

MPTは1問90分計2問の論述試験で、契約書、制定法、判例などの資料を与えられた上で、それを参照して、具体的な依頼に答える実務的な文書を作成する試験である。法資料が与えられるので知識は不要のようにも思われるが、少なくとも筆者の経験する限り、実際にはエッセイやMBEの試験科目の法知識は不可欠であり、それを前提に資料を読み、文書を作成することになる。

MBEは午前午後各3時間、計200問の択一テストである。出題範囲は、Civil Procedure, Constitutional Law, Contracts, Criminal Law and Procedure, Evidence, Real Property, and Tortsとなっている。

2017年7月試験の合格率は、ABA認可校の卒業生で初回受験者の場合、86%となっている<sup>12)</sup>。外国で法学教育を受けた学生で初回受験者の場合、57%である。複数回受験者は合格率が顕著に下がる。アメリカの司法試験は基本的に1回で受かることが想定された試験であると言える<sup>13)</sup>。2016年7月試験の総受験者の合格率は64%である<sup>14)</sup>。

#### カリフォルニア州 (California)

ニュー・ヨーク州に次いで日本人留学生の受験が多いのがカリフォルニア州である。自国の法学教育とLL.M.学位を組み合わせる方法と、attorney applicantとして、米国での教育なしで日本の弁護士資格を利用して受験する方法がある。

前者の場合には、自国での法学教育が米国のJ.D.課程と同等であることを証明する必要がある。また、LL.M.課程において最低で20単位を取得し、そのうち12単位は試験科目のコースである必要がある<sup>15)</sup>。このように、LL.M.課程において履修科目が指定される単位数はニュー・ヨーク州よりも多い。カリフォルニア州が従来日本人受験生に人気があったのはattorney applicantという制度により、日本の弁護士資格さえあればいつでも受験が可能であることが大きい<sup>16)</sup>。

試験内容は、エッセイ、パフォーマンス・テスト、MBEからなる。エッセイは州独自のものであり、その試験科目は、下記の13科目である。Business Associations, Civil Procedure, Community Property, Constitutional Law, Contracts, Criminal Law and Procedure, Evidence, Professional Responsibility, Real Property, Remedies, Torts, Trusts and Wills and Succession. パフォーマンス・テストは90分1問で、全米統一のMPTを採用していない数少ない州のひとつである。MBEはニュー・ヨーク州の場合と同じである。

従来、3日制ということで高難度とされてきたが、現在では2日制に改められている。合格率は、2017年7月の初回受験者で61.4%、再挑戦者で27.3%である<sup>17)</sup>。2日制になってもなおニュー・ヨーク州に比べ厳しい試験であることが分かる。2016年7月試験の全体合格率は43%である<sup>18)</sup>。

#### アラバマ州 (Alabama)

アラバマ州での受験資格については、Rule IV of the Rules Governing Admission to the Alabama State Bar が定めている<sup>19)</sup>。Alabama State Bar のホームページはそれを簡単にまとめている<sup>20)</sup>。自国での法学教育を受けていることと法曹資格が必要となる。それに加え、ABA 認可校で24単位以上を取得することが必要となる。この24単位は試験科目を内容とするものでなければならない。自国での法学教育がコモン・ローを内容とする場合には別なのだが、日本の学生の場合には、法曹資格が必要なことに加え、履修科目の制限も厳しい方であると言える。2016年7月の試験の合格率は58%である。

#### コネティカット州 (Connecticut)

自国での法学教育と、ABA 認可校でのLL.M. 取得により司法試験受験が可能である<sup>21)</sup>。最低でも24単位が必要であり、法曹倫理2単位、legal research, writing and analysis が2単位、米国法入門（合衆国憲法あるいは民事訴訟法でもよい）が2単位、試験科目についての講義を6単位履修する必要がある。なお試験はUBEに準拠している。ニュー・ヨーク州とほぼ同様の条件で受験が認められることになる。2016年7月試験の合格率は69%である。

#### ジョージア州 (Georgia)

自国での法学教育を受けていること、法曹資格を有していることが必要である。それに加えABA 認可校からLL.M. 学位を取得することで受験が可能となる<sup>22)</sup>。LL.M. プログラムは、18,200分以上の講義内容を含む必要があり、これは典型的には26単位とされる。2単位の米国法入門、3単位のLegal research and writing、3単位の合衆国憲法、3単位の民事訴訟法、2単位の法曹倫理の履修が必要である。26単位のうち残りの13単位についても指定がある。Contracts, Torts, Property, Corporations, Administrative Law, Evidence, and Commercial Law (Uniform Commercial Code) から少なくとも1つのコースを選び、さらに、Trial Advocacy, Appellate Advocacy, Negotiation, Mediation, Transactional Practice, Alternative Dispute Resolution, Fundamentals of Law Practice, Externship Placement, and Legal Clinic から少なくとも1つ選択する必要がある<sup>23)</sup>。法曹資格が求められるのに加え、履修科目の制限は非常に厳しいと言ってよいだろう。2016年7月試験の合格率は66%である。

### イリノイ州 (Illinois)

自国での法学教育と法曹資格を前提として、受験申請の直前の7年間のうち少なくとも5年間、1年あたり最低1,000時間実務に従事している場合に受験資格が認められる。Illinois Supreme Court Rules Governing Admission to the BarのRule 715に規定がある<sup>24)</sup>。自国での法学教育が必要なこと以外は、カリフォルニア州のattorney applicantと似た受験資格と言ってよいように思われる。2016年7月試験の合格率は72%である。

### ケンタッキー州 (Kentucky)

自国で受けた法学教育が、ケンタッキー州に位置する認可されたロー・スクールでの教育と実質的に同等であり、受験申請直前の5年間のうち少なくとも3年間自国で法実務に従事していることを条件として司法試験受験が認められる<sup>25)</sup>。ケンタッキー州の最高裁規則の規定によれば、自国での法教育が米国のそれと実質的に同等であるかを判断する際には、受験申請者が他州やコロンビア特別区で法曹資格を有しているか、ABAあるいはAALS (Association of American Law Schools) 認可校のロー・スクールのカリキュラムとの類似性、他州の司法試験受験資格判断の際に、自国での法教育が同等として認められているか、受験申請者の英語能力などが考慮されるという<sup>26)</sup>。2016年7月試験の合格率は65%である。

### ルイジアナ州 (Louisiana)

ルイジアナ州での受験要件は、Louisiana Supreme Court Rule XVII, Sec 6が定めている<sup>27)</sup>。自国での法学教育がABA認可校のそれと同等であることを前提として、ABA認可校で少なくとも14単位を取得する必要がある<sup>28)</sup>。その14単位は、Constitutional Law, Contracts, Criminal Law, Criminal Procedure, Corporations or Business Organizations, Evidence, Federal Jurisdiction, Federal Civil Procedure, Intellectual Property, Legal Research and Writing, Louisiana Civil Procedure, Louisiana Family Law, Louisiana Obligations Law, Louisiana Successions, Donations and Trusts, Professional Responsibility, Property, Sale and Lease, Security Rights, Taxation, and Tortsから構成される必要がある。2016年7月試験の合格率は65%である。

### メイン州 (Maine)

自国での法学教育と、ABA認可校で24単位を取得することで司法試験受験が可能となる<sup>29)</sup>。その24単位のうち、16単位分は、下記の分野から最低でも5つを選択する必要がある。すなわち、Constitutional Law, Evidence, Taxation, Procedure, Uniform Commercial Code, Decedents' Estates, Real Property, Corporations or Business Organizations, Tortsである。自国での法学教育はABA認可校のそれと同等 (equivalent) である必要があり、それを審査するために、司法試験の出願締切の2か月前までに250ドルをMaine Board of Bar Exam-

inersに支払う必要がある。さらに、自国あるいは他州での法曹資格と3年の実務経験が必要となっている<sup>30)</sup>。

このように、受験資格の要件はかなり厳格である。法曹倫理や legal research and writing の履修が要求されていないのは、すでに実務経験があるから不要という判断なのだと推測される。2016年7月試験の合格率は72%である。

#### マサチューセッツ州 (Massachusetts)

マサチューセッツ州は、外国で法学教育を受けた学生の受験を排除していないが、当該教育が ABA 認可のロー・スクールでの教育と性質、質の点において同等 (similar in nature and quality) であることを要求している。その際、ABA 認可校での追加の法学教育を the Board of Bar Examiners が要求することもある、とする<sup>31)</sup>。同州での法曹資格付与について定めた Supreme Judicial Court Rule 3:01, Section 3, 3.2 はそのように簡潔に定めるのみである。しかし、Board of Bar Examiners Rule VI がより詳細な受験資格について定めている。それによると、自国での法学教育がコモン・ロー圏か大陸法圏かによって受験資格の定めは異なる。大陸法圏の場合には、法曹資格を取得しており、かつ ABA 認可校あるいはマサチューセッツ州が認可したロー・スクールでの LL.M. 学位取得が必要となる。その際、24 単位以上の取得、憲法、法曹倫理の単位の取得は必須となっている。それ以外にも、少なくとも3つ以上の試験科目を履修するよう、履修制限が存在する<sup>32)</sup>。法曹資格を要求する点で受験資格は厳しめに設定されていると言える。2016年7月試験の合格率は71%である。

#### ミズーリ州 (Missouri)

ミズーリ州においては、ABA 認可校の J.D. 学位がなく、かつアメリカの他州の法曹資格もない場合には、次の三つのいずれかの場合に司法試験受験が認められる。第一に、法学位を取得した国で法曹資格を有しており、受験申請直前の5年間のうち少なくとも3年間フルタイムで実務に従事していること。第二に、法学位を取得した国で法曹資格を有しており、ABA 認可校で24 単位以上取得していること。第三に、法学位を取得した国で法曹資格を有しており、ABA 認可校で LL.M. 学位取得のすべての条件を満たしていること<sup>33)</sup>。LL.M. 課程での履修科目の制限が存在しない点は貴重である。2016年7月試験の合格率は79%である。

#### ネバダ州 (Nevada)

外国での法学教育が ABA 認可校での教育と機能的に同等 (functionally equivalent) である場合には受験が認められる<sup>34)</sup>。ルールにはそうあるだけだが、証明責任は申請者にあるとされている。ルールを一読した限りだとあまり現実的な選択肢ではなさそうである。2016年7月試験の合格率は51%である。

## オハイオ州 (Ohio)

留学生の受験資格については、Rule I of the Supreme Court Rules for the Government of the Bar, Section 1, (B) and (C), and Section 2, (C) に定めがある<sup>35)</sup>。自国での学部教育と法学教育が合衆国でのそれと同等であることの証明が必要であり、それに加え、ABA 認可校での 30 単位の習得が要求される<sup>36)</sup>。30 単位中、20 単位は下記の科目から履修する必要がある、残りの 10 単位は自由である<sup>37)</sup>。Legal Research/Writing; Business Associations; Conflict of Laws; Constitutional Law; Contracts; Criminal Law/Criminal Procedure; Wills, Trusts and Estates; Evidence; Family Law; Civil Procedure; Federal Income Taxes; Professional Responsibility/Legal Ethics; Property (Real & Personal); Torts; Uniform Commercial Code. 要求される単位数が他州に比べると多いのが特徴であると言えよう。2016 年 7 月試験の合格率は 70% である。

## ペンシルヴァニア州 (Pennsylvania)

自国での法学教育を受けた後、受験申請直前の 8 年のうち最低でも 5 年間、自国で法実務に従事していること、そして ABA 認可校で 24 単位を取得することを条件として受験が認められる。24 単位は下記の科目についての単位である必要がある。Conflict of Laws; Constitutional Law; Contracts; Corporations; Criminal Law; Decedents' Estates; Evidence; Family Law; Federal and/or Pennsylvania Civil Procedure; Federal Income Taxes (personal only); Professional Responsibility; Real Property; Torts; Uniform Commercial Code, Art. II- Sales; Legal Research and Writing; and Employment Discrimination。そのうち、Constitutional Law; Federal and/or Pennsylvania Civil Procedure; Professional Responsibility; and Legal Research and Writing は必修である<sup>38)</sup>。2016 年 7 月試験の合格率は 69% である。

## テネシー州 (Tennessee)

テネシー州司法試験の受験資格は、Tennessee Board of Law Examiners (TN Bole) のホームページで確認できる<sup>39)</sup>。外国で法学教育を受けた学生の受験資格は、Tennessee Supreme Court Rule section 7.01 が定めている<sup>40)</sup>。次のカテゴリーのいずれかによって受験が可能である。第一は、外国で取得した学位がアメリカの学士及び J.D. と実質的に同等 (substantially equivalent) であることを証明することである。この「実質的に同等」という基準が何を意味するかは必ずしも明らかではない。コモン・ロー圏での法学教育を指すとも考えられるが、そのようなことはルールやホームページには書かれていないようである。仮に日本での法学部やロー・スクールの教育がこの第一の要件に入れば、それだけで受験が認められることになり、そのハードルは非常に低いものとなろう。

次に、この第一のカテゴリーに入らなくとも、自国での法学教育、米国での LL.M. 学位、そして自国での実務経験の三つを要件としてテネシー州の司法試験受験が可能となる。3 番



目の実務経験の要件に関しては、受験を申し込む直前の8年間のうち少なくとも5年間は実務に従事している必要がある。

実は、この要件は2018年1月に改訂されたものであり、少なくとも第二のカテゴリーに関する限り、受験資格が厳格化されてしまった。筆者が受験した2016年は、自国での法学教育と米国でのLL.M.学位のみで受験が可能で、自国での実務経験は一切不要であった。だからこそ筆者はテネシー州の司法試験が受験できたのである。しかし、この第二のカテゴリーによる受験であっても、今なお同州においては、LL.M.学位の単位取得数や、科目指定等が一切行われていないという、ニュー・ヨーク州にはないメリットが存在する。在学中に好きな科目を取得することができるのである。もっとも、最終的には受験資格の付与はBoleのdiscretionによるとされている点には注意が必要である。

試験は二日制で、初日の午前が、MPTが1問、テネシー州独自のエッセイが3問、午後はエッセイが6問出題される。2日目はMBEである。エッセイの試験科目は、Business Organizations, Civil Procedure, Commercial Transactions, Conflicts of Law, Constitutional Law, Contracts, Criminal Law, Evidence, Family Law, Professional Responsibility, Property (real and personal), Restitution and Remedies, Torts, Wills and Estates.

2017年7月試験の合格率は初回受験者で78.52%、再挑戦者で32.93%である<sup>41)</sup>。2016年7月試験の合格率は63%である。

#### テキサス州 (Texas)

テキサス州におけるJ.D.学位なしでの受験要件は、自国での法学教育がコモン・ローによるものか否かによって異なる。コモン・ローによらない法学教育を受けている者の場合には、自国での法学教育の期間 (duration) がアメリカの法学教育と実質的に同等であること、ABA認可校でのLL.M.学位、自国あるいは他州での法曹資格を条件として受験が可能である<sup>42)</sup>。LL.M.課程での履修科目には制限がある。24単位以上の取得、法曹倫理2単位、legal research, writing, and analysisが2単位、米国法入門 (憲法, 民事訴訟法, 契約法でもよい) が2単位、試験科目6単位の履修が必要である<sup>43)</sup>。もっとも、経過措置として、2014年10月1日より前、あるいはその日から2年以内にLL.M.学位を取得した者についてはこのような履修要件は免除される<sup>44)</sup>。また、LL.M.課程は原則としてアメリカのキャンパスで行われる必要があるが、外国でのキャンパスでの教育が米国でのキャンパスでの教育と同等であると証明されれば、外国キャンパスのLL.M.課程でも受験資格が認められる可能性がある<sup>45)</sup>。2016年7月試験の合格率は71%である。

#### ヴァーモント州 (Vermont)

自国での法学教育と法曹資格を前提として、LL.M.学位を取得することで受験が可能である<sup>46)</sup>。Rules of Admission to the Bar of the Vermont Supreme CourtのRule 8にその定

めがある<sup>47)</sup>。24単位以上の取得が必要であり、その中に論文執筆やエクスターンを含めることはできない。2単位以上の法曹倫理、2単位以上の a legal research, writing, and analysis course、2単位以上のアメリカ法入門コース、UBE 試験科目について6単位以上の取得が必要である。履修制限はニュー・ヨーク州と同じだが、自国での法曹資格が必要な分、厳しい受験要件であると言える。2016年7月試験の合格率は66%である。

#### ワシントン州 (Washington)

自国で法曹資格を得るのに必要な法学教育を受けたうえで、ABA 認可校の LL.M. を取得することで受験が可能となる。受験資格は Washington Supreme Court Admission and Practice Rule 3 が定めている<sup>48)</sup>。この LL.M. 課程は最低でも 18,200 分を超える講義から構成される必要があり、そのうち 12,000 分は米国内法の科目である必要がある。そのほか、2,080 分以上の、権力分立および連邦制についての内容を含む憲法、2,080 分以上の民事訴訟法、1,400 分以上の法曹倫理、1,400 分以上の legal analysis and reasoning, legal research, problem solving, and oral and written communication の授業の履修が必要である。履修科目の指定はニュー・ヨーク州よりも厳しい。試験科目は、ニュー・ヨーク州と同様に UBE を用いており 2 日制である。Washington Law Component と呼ばれるオンラインの講義と試験が別途必要とされるのもニュー・ヨーク州と似ている。

2017年7月試験の合格率は、ABA 認可校の J.D. 卒業生で初回受験者の場合 78.9%、外国人受験者で初回の場合には 41.7% である<sup>49)</sup>。2016年7月試験の合格率は 70% である。

#### ワシントン D.C. (Washington D.C.)

連邦直轄地であるワシントン D.C. も外国での法学教育を基礎とした受験が可能なのである<sup>50)</sup>。自国での法学教育を前提として、26 単位を ABA 認可校のロー・スクールで取得することで受験が可能である。この 26 単位のすべてが UBE の試験科目を実質的に扱っている必要がある。このように履修科目の制限は極めて重い。そのため、ジョージタウン大学ロー・スクールは D.C. の試験の受験を推奨していない<sup>51)</sup>。2016年7月の試験の合格率は 61% である。

#### ウィスコンシン州 (Wisconsin)

ウィスコンシン州の Supreme Court Rules chapter 40 が 2012 年に改正され、留学生にも受験が可能となった。SCR40.055 がその受験資格を定めている<sup>52)</sup>。コモン・ロー圏で法曹資格と実務経験がある場合以外にも、自国での法学教育と ABA 認可校の LL.M. 学位取得によって司法試験が受験できる。24 単位以上の取得が必要であり、2 単位以上の法曹倫理、2 単位以上の legal research, writing and analysis、2 単位以上のアメリカ法基礎 (合衆国憲法あるいは民事訴訟法の科目でもよい)、州の指定する実定法科目群から 6 単位の取得が必要であ

る<sup>53)</sup>。明示されてはいないがSCR 40.055(g)(2)によると、論文執筆等も24単位の中に含めることができる可能性があるようだ。指定される科目の幅がニュー・ヨーク州の試験科目よりも広いため、履修科目の指定はニュー・ヨーク州に比べ緩やかとなっている。管見の限りプロボノ等の追加の要件もないようである。2016年7月試験の合格率は64%である。

## 総 評

以上、すべての州とワシントンD.C.について網羅的に検討を行った<sup>54)</sup>。そこから見えてくる概観として、いくつかの点を指摘したい。

第一に、日本人が受験する州としては、ニュー・ヨーク州とカリフォルニア州ばかりが有名だが、外国での法学教育を基礎として司法試験を受験できる州は相当数に上ることである。なかでも、ウィスコンシン州は、ニュー・ヨーク州よりも緩やかな条件で法曹資格の取得が可能である。かつてのテネシー州もそうであった。これは、アメリカの法曹界が全米レベルで外国人の参入を比較的好意的に捉えていることを意味しており、移民国家アメリカの面目躍如とあってよいように思われる。つまり、一部のリベラルで先進的な州のみが外国人の受験を受け入れているわけではないのである。

第二に、受験資格、より一般的に言えば法曹の資格取得 (admission to the bar) については、ほとんどの州において、supreme courtあるいはcourt of appealsが成文化されたルールを定めている。これは、わが国が法曹資格を国会の制定法で定めていることに比して、裁判所の権限の大きさを示すものであり興味深い<sup>55)</sup>。アメリカの弁護士は裁判所で宣誓をして弁護士となる。法曹をadmitする権限は裁判所が排他的に担っており、わが国において、関連立法を国会が、司法試験を法務省が、司法修習を裁判所が、弁護士資格付与を弁護士会が行っているのとは対照的である。

第三に、ABA認可のロー・スクールのJ.D.学位を持たない外国人に対しては、受験資格として、LL.M.学位あるいはアメリカのロー・スクールでの科目履修(その多くは24単位以上)を求めている州がほとんどである。その履修内容についてもほとんどの州で指定があり、ミズーリ州及びテネシー州は希少な例外とあってよい。法曹倫理, legal research, analysis, and writingを求めている州が多く、また多くの州において、米国法の基礎科目として合衆国憲法あるいは民事訴訟法が位置付けられている点は興味深い。憲法と並び、民事訴訟法が、外国人がまず知っておくべき基礎科目として捉えられていることは、アメリカ法についての興味深い一側面である<sup>56)</sup>。

また、科目指定がある場合の科目の並び順は、アルファベット順になっている<sup>57)</sup>。これはアメリカ法において、体系的思考よりも実用的思考が重視されていることの証左と言えようか。アメリカの法律家にとっては、法律を公法系、民事系、刑事系と分類するよりは、agency, business associations, constitution, ... wills and trustsと並べる方が分かりやすいということになる。日本の司法試験委員会が、出題科目を、五十音順で並べるということは想

像しがたいであろう。

第四に、J.D.学位なしでの受験が可能な州において、多くの場合、本国での法学教育と法曹資格が要求されている。これは、アメリカにおいて、法律に従事する者は、法学教育を経て法曹資格を得ているのが当然であるとの認識が背景にあるためであろう。日本においては、法律家になるのに、司法試験さえ受ければよく、正規の法学教育を受けている必要はないという時代が長く続いた（現在でも、周知のように予備試験がある）。また、法曹資格のない「法律家」が、企業の法務部員、法学教員、司法書士、弁理士など相当数存在している。つまり、わが国では、法律を職業とすること、法学位を有していること、法曹資格を有していることの三つは必ずしもセットにはなっていない。このような状況は、アメリカ人が想定するものではないということである。

第五に、外国での法学教育を基礎として司法試験を受験する場合、その法教育がイングランド由来のコモン・ロー（English common law）に準拠しているかによって、受験資格が変化する州が一定数存在する<sup>58)</sup>。19世紀当時のような、アメリカ法とイングランド法との同一性論<sup>59)</sup>は今日では影を潜め、同じコモン・ロー圏と言っても各国の法は相当程度異なっていることは共通の認識であろう<sup>60)</sup>。しかしそれでもなお、アメリカの法曹が、自らの法をイングランドのコモン・ローと類似したものとみなし、大陸法とは区別されたものとして制度設計を行っているのは興味深い。仮に日本の司法試験が外国の法学教育を基礎として受験できるようになった場合、我々は大陸法圏とコモン・ロー圏での法学教育を区別しようとするであろうか。

最後に、法曹制度の設計と維持は依然として各州の管轄事項ではあるが、MBEが相当程度普及し始めており、各州間の試験問題の差異は減少しつつある。外国人に対する資格付与も、その要件は相当程度各州間で似通っており、全米レベルでの法曹制度の画一化が進んでいることが見て取れる。

では、実際的な問題として、日本人留学生にとって、どの州が最も法曹資格が取得しやすいのであろうか。やはり実績と前例の多いニュー・ヨーク州とカリフォルニア州が最有力候補であることは否めない。他州での受験を目指す場合には、そもそも受験資格があるかどうかを細かなルールに当たり確認する必要が生じ面倒であり、またルールを適用した際に、日本の法学教育がどのように評価されるのか必ずしも明確ではない面もあり、実際に受験できるのか不安が発生せざるを得ない。しかし、すでに日本の法曹資格を有している留学生にとっては、LL.M.課程での履修科目の制限が存在しないミズーリ州、テネシー州、イリノイ州などの受験は一考に値する選択肢と言えるのではないだろうか。Attorney applicantとして受験可能なカリフォルニア州が二日制に移行したこともあり、今後、日本の法曹資格保有者が、履修制限やプロボノなどの条件が厳しいニュー・ヨーク州を避けて他州の受験を選択することが増える可能性もあるように思われる。あるいは、ネバダ州、テネシー州は、本国での法学教育が合衆国でのそれと同等と認められれば、それだけで受験が可能となっている。

問い合わせてみる価値はあるように思われる。

なお、しばしばアメリカの司法試験は日本のそれに比して簡単であるといわれる。確かに合格率だけ見ればその通りである。しかし、この合格率は一般に年間5万ドルを超える学費を三年間にわたって支払ったロー・スクール卒業生を母数としていることは忘れてはならない。日本人留学生にとっての、合格の目安としては、択一試験（MBE）を1,500問から2,000問解き、英語のルールが羅列されたアウトラインを600頁ほど暗記することが必要であろう。

ちなみに、MBEは全て事例問題であり、日本の択一試験のようにルールのみを問う問題は、憲法や証拠法のようなルールが明文化された法分野においてさえ、一切出題されない。ここには、「法とは何か」という問題に対する日米の認識の相違が現れているように思われる。日本人が、具体的な事件なしに法が存在しうることを認めているのに対し、アメリカ人はそうではないという違いである。

### Ⅲ テネシー州における弁護士資格の維持費とメリット

筆者の経験を踏まえ、テネシー州の法曹制度について簡単に紹介したい。司法試験受験後、裁判所に出頭して宣誓を行い弁護士となる。その際、試験合格者を attorney として admit するよう motion が口頭で提出され<sup>61)</sup>、それをテネシー州の裁判官が認めることで資格が付与される。司法修習やプロボノなどの面倒な手続は一切必要とされない。ABAやTBA (Tennessee Bar Association) などは任意加入団体であり、参加は自由である。しかし、The Board of Professional Responsibility of the Supreme Court of Tennessee には加入し、毎年登録料を支払う必要がある。この機関は、テネシー州の弁護士の倫理違反に対する懲戒を行うことが主たる任務である<sup>62)</sup>。登録料は毎年170ドル程度である。さらに、テネシー州に対して、Professional Privilege Tax を払う必要が生じる<sup>63)</sup>。税金は毎年400ドルである。つまり資格の維持に対して年間570ドルほど必要ということになる。勿論、日本の弁護士会費に比べれば圧倒的に安いものの、決して無視できる負担ではない。支払いはすべてオンラインで可能である。

また、Tennessee Supreme Court Rule 21 によって、Continuing Legal Education（継続的法的教育）として、資格取得後も、講義を毎年受講するなど、法知識を維持するための義務が同州弁護士には課せられる。しかし、この義務はテネシー州に住んでおらず、かつテネシー州法の実務を行っていない場合には一切免除されるため<sup>64)</sup>、実際には特に何もしなくてもよい<sup>65)</sup>。

ABAやTBAは任意加入であるが、加入すると多くの特典がある。TBAの年会費は295ドルであるが、所得（自己申告でよい）によって若干上下する仕組みになっている<sup>66)</sup>。TBAの

場合、毎日メールマガジンが、時折紙の雑誌が日本の登録住所まで届くほか、Fastcase というデータベースを使用できる。Fastcase は、全米の判例や制定法についてのデータベースであるが、その網羅性、カバレッジの範囲は Westlaw や Lexis には劣る。州の古い判例などはカバーされていない。また使い勝手もさほどではなく、判例には Westlaw などにある編集者による要約や分類が掲載されていない。ローレビューの論文はカバーされていないが、月 59 ドルを追加で支払うことで、Heinonline のローレビューにアクセスできるようになり、論文の PDF を無制限にダウンロードできる。筆者の前任校には法学のデータベースがなかったため、この有料サービスには大いに助けられた。TBA が、このようなメンバーシップ特典を当然のように国外の資格者にも提供していることは極めて興味深いことであろう。

このように、一度宣誓を終えて弁護士資格を取得すれば、毎年数万円の出費のみで、どこに住んでいようと資格が永久的に保持できることになる。もっとも、テネシー州に限らず、日本に在住している限り、米国の弁護士資格が日本の法律家にとって実際に役に立つことはほとんどない。資格が一応の威力を発揮するであろう、国際的な企業の法務部員や渉外弁護士でもない限り、資格取得がペイするかは甚だ疑問である。勿論、一通り最低限のことを理解して記憶した経験があることは、その後の勉強には役立つ。しかし、筆者の個人的な経験からすれば、日本の学界においては、アメリカでの法曹資格は会話の端緒以上のものではないように感じられる。また、国際学界においては、英語圏での論文出版実績や学会報告実績のほうがよほど重要であるように思われる。

#### IV 終わりに

外国人から見て、アメリカの法曹制度は相当程度開放的である。カリフォルニア州は日本の法曹資格を条件として司法試験の受験を認めているほか、一年間の留学によって受験資格を認める州は相当数に上る。ニュー・ヨーク州やカリフォルニア州だけが例外的に外国人に法曹資格取得の機会を提供しているわけではないということである。そして資格の維持も比較的容易であり、少なくとも筆者の場合には、数万円をオンラインで支払うだけでよい。多くの日本人のアメリカ弁護士は日本に在住しているだろうが、このように法曹資格者が何もせず海外に相当数いることを前提としているアメリカ各州の法曹制度は驚くべきものであろう。

これは、アメリカの法曹制度が、単にアメリカの法実務のみを目的としているわけではなく、アメリカ法の知識を世界に広め、外貨を獲得する手段としても実際には機能していることを意味する。言わばアメリカ法はその法曹制度を経由して世界へ輸出されるのである。このような発想は日本の法曹制度にはまったく存在しないといってよいだろう。アメリカの attorney に近似する日本の概念は「弁護士」ではなく「法学部卒業者」であると指摘した弁護士がいたが<sup>67)</sup>、かかる指摘に代表されるように、アメリカの法曹制度は日本のそれとは

全く異なった発想に立脚しているのである。

注

- 1) 日本語によるアメリカのロー・スクールの体験記は、主なものとしては、田中英夫『アメリカの社会と法：印象記的スケッチ』東京大学出版会、1972年、阿川尚之『アメリカン・ロイヤールの誕生：ジョージタウン・ロー・スクール留学記』中公新書、1986年、ダグラス・K・フリーマン『リーガル・エリートたちの挑戦：コロンビア・ロースクールに学んで』商事法務、2003年などがある。そのほか、インターネット上において、多くの留学体験記を見つけることができる。
- 2) 例えば、ジョージタウン大学でJ.D.資格を取得した阿川尚之は、将来仕事の上で役に立つ可能性があるのは、ニュー・ヨーク州、ワシントンDC、カリフォルニア州の三つの資格であるとしている。阿川、前掲注1)、193頁。もっとも、実際に米国で実務に従事していない多くの者にとっては、いずれの州の資格であっても大きな差異はないようにも思われる。
- 3) NCBE (National Conference of Bar Examiners) が外国での法学教育を利用した受験資格について、全州の一覧表を提供している。この一覧表は極めて有益であり、本稿も大いに参考しているのだが、受験に必要な要件がandなのかorなのか表からはわからないのが難点である。結局、各州のホームページに逐一当たるしか確かめる方法はない。Eligibility to take the bar examination: foreign law school graduates, <http://www.ncbex.org/pubs/bar-admissions-guide/2018/mobile/index.html#p=24> (visited on March 29, 2018).
- 4) U.S. Bar Exam Information for Foreign-Educated Attorneys, <https://www.law.georgetown.edu/academics/academic-programs/graduate-programs/us-bar/index.cfm> (visited on March 29, 2018).
- 5) コモン・ロー圏での法学教育を要求する州は除外した。そのような州として、例えば、ニュー・ハンプシャー州がある。NH Bar Admissions, <https://www.courts.state.nh.us/nhbar/index.htm> (visited on March 29, 2018)。ユタ州も同様である。Rule 14-704 (c) of the Utah Code of Judicial Administration, Part II, chapter 14, Article 7. これらに限らず、自国での法学教育が大陸法によるかコモン・ローによるかが受験資格に影響することは多い。また、グアム、北マリアナ諸島、パラオ、プエルトリコ、ヴァージン諸島も検討から除外した。
- 6) 受験資格は各州が定めているため、J.D.資格で各州の司法試験を受験できるかは各州の決定事項である。そのため厳密には全州について逐一調査しなければこのようには言えない。しかし、ABA認可校のJ.D.資格で司法試験を受験できない州は恐らくないのではないだろうか。
- 7) ロー・スクール受験に必要なLSATは難易度が極めて高い。これを回避する方法として、LL.M.で入学してJ.D.課程にtransferする方法が考えられる。UCLAをはじめとして、transfer制度を用意しているロー・スクールはそれなりに存在する。筆者の留学時にもJ.D.にtransferした日本人学生が存在した。
- 8) The New York State Board of Law Examiners, <https://www.nybarexam.org/Default.html> (visited on March 27, 2018).
- 9) Foreign Legal Education, <https://www.nybarexam.org/Foreign/ForeignLegalEducation.htm> (visited on March 27, 2018).
- 10) 米国以外のコモン・ロー圏の国家で法学教育を受けた学生は、米国でのLL.M.資格が不要となるようだが [Rule 520.6 (b) (1) (i) (b)], 日本で法学教育を受けた学生には適用されない。Rules of the Court of Appeals for the Admission of Attorneys and Counselors at Law, Part 520. <https://www.nycourts.gov/ctapps/520rules10.htm> (visited on May 3, 2018).

以下、法令は原則として誰でもアクセス可能な政府系のサイトから引用し、そのURLを示し、それが不可能だった場合に限りWestlawを参照している。調査方法としては、まず各州最高裁や各州の司法試験委員会のサイトを調べ、それを頼りに一次資料である法令を調査した。これは、

前任校勤務時代、筆者自身、Westlaw が使えない環境下で調査を行わざるを得なかったという事情によるところも大きい。

- 11) Rule 520.16. Rules of the Court of Appeals for the Admission of Attorneys and Counselors at Law, Part 520. <https://www.nycourts.gov/ctapps/520rules10.htm> (visited on May 3, 2018).
- 12) 周知のように、アメリカの場合には、7月と2月の年二回司法試験が行われるのが通常である。ロー・スクールは通常は5月に修了式があるので、ほとんどの学生はその年の7月に最初の試験を受けることになる。
- 13) New York State Board of Law Examiners, Press Release, [https://www.nybarexam.org/Press/Press\\_Release\\_July2017.pdf](https://www.nybarexam.org/Press/Press_Release_July2017.pdf) (visited on April 8, 2018).
- 14) NCBE (National Conference of Bar Examiners) の発表する “2016 Statistics” による。 <http://www.ncbex.org/pdfviewer/?file=%2Fdocsdocument%2F205> (visited on April 8, 2018). 以後、カリフォルニア州、テネシー州、ワシントン州以外はこの NCBE の 2016 年統計の結果のみ記載する。
- 15) Guidelines for Applicants with a Foreign Law Degree, <http://www.calbar.ca.gov/Admissions/Requirements/Education/Legal-Education/Foreign-Education/Foreign-Law-Degree> (visited on May 3, 2018); Rules of the State Bar, title 4, admissions and educational standards, division 1, chapter 3, rule 4.30. [http://www.calbar.ca.gov/Portals/0/documents/rules/Rules\\_Title4\\_Div1-Adm-Prac-Law.pdf](http://www.calbar.ca.gov/Portals/0/documents/rules/Rules_Title4_Div1-Adm-Prac-Law.pdf) (visited on May 3, 2018).
- 16) Foreign education, <http://www.calbar.ca.gov/Admissions/Requirements/Education/Legal-Education/Foreign-Education> (visited on May 3, 2018). なお、アメリカには我が国における弁理士に対応する資格は存在しない。予備校のアビタスが照会を行ったところによれば、弁理士は attorney applicant としての受験資格を満たさないという。「カリフォルニア州受験条件について」 [https://xn-vcsu8bszjpl8ahyp.net/learning/qualification\\_lawyer/examination/ca.php](https://xn-vcsu8bszjpl8ahyp.net/learning/qualification_lawyer/examination/ca.php) (visited on April 8, 2018).
- 17) General Statistics Report July 2017 California Bar Examination, <http://www.calbar.ca.gov/Portals/0/documents/admissions/Statistics/JUL2017STATS.122617.pdf> (visited on April 8, 2018).
- 18) 前掲注 14) 参照。
- 19) Rules Governing Admission to the Alabama State Bar, <http://judicial.alabama.gov/library/rules/admit4.pdf> (visited on March 29, 2018).
- 20) Eligibility for Admission by Examination, <https://admissions.alabar.org/eligibility-for-admission-by-examination> (visited on March 29, 2018).
- 21) Connecticut Bar Examining Committee Instructions for Filing Petition for Determination on Foreign Education, [http://www.jud.ct.gov/cbec/determination\\_foreign\\_ed.htm](http://www.jud.ct.gov/cbec/determination_foreign_ed.htm) (visited on March 30, 2018).
- 22) Instructions for Foreign Educated Applicants, <https://www.gabaradmissions.org/instructions-for-foreign-educated-applicants> (visited on March 29, 2018).
- 23) Curricular Criteria for LL.M. Program for the Practice of Law in the United States, <https://www.gabaradmissions.org/criteriallm> (visited on March 29, 2018).
- 24) [http://www.illinoiscourts.gov/SupremeCourt/Rules/Art\\_VII/ArtVII.htm#Rule715](http://www.illinoiscourts.gov/SupremeCourt/Rules/Art_VII/ArtVII.htm#Rule715) (visited on March 29, 2018).
- 25) Kentucky Rules of the Supreme Court (SCR), Rule 2.014, [https://govt.westlaw.com/kyrules/Document/NB6322910A91C11DA8F5EE32367A250AE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/kyrules/Document/NB6322910A91C11DA8F5EE32367A250AE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default)) (visited on March 31, 2018).
- 26) Kentucky Rules of the Supreme Court (SCR), Rule 2.014 (3) (b).
- 27) Bar applications, <https://www.lascba.org/BarApplications.aspx?tab=foreign> (visited on May 3, 2018).



- 28) Louisiana Supreme Court Rules に関しては、理由は不明だが政府系のサイトにアクセスできなかったため、Westlaw のデータベースを利用した。したがって URL は記載しないこととする。
- 29) Maine Board of Bar Examiners, Foreign Legal Education, <https://mainebarexaminers.org/foreign-legal-education/> (visited on March 31, 2018).
- 30) Maine Bar Admission Rules Rule 10 (b)(4), <https://mainebarexaminers.org/wp/wp-content/uploads/2017/09/Fully-amended-MBAR-0517-TOC-amended-0917.pdf> (visited on March 31, 2018).
- 31) Supreme Judicial Court Rule 3.01, <https://www.mass.gov/supreme-judicial-court-rules/supreme-judicial-court-rule-301-attorneys> (visited on April 7, 2018).
- 32) Board of Bar Examiners Rule VI: Foreign law school graduates, <https://www.mass.gov/professional-conduct-rules/board-of-bar-examiners-rule-vi-foreign-law-school-graduates> (visited on April 8, 2018).
- 33) Rules Governing Admission to the Bar In Missouri 8.07 (e), <https://www.mble.org/rules> (visited on April 8, 2018).
- 34) Supreme Court Rule 51.5, 1. (c). (2)., <https://www.nvbar.org/wp-content/uploads/FEC-Rule-51-5-Addendum-2.pdf> (visited on April 8, 2018).
- 35) Guidelines for Requesting Evaluation of Foreign Education, <http://www.supremecourt.ohio.gov/AttySvcs/admissions/foreignApGuidelines.pdf> (visited on May 3, 2018).
- 36) Supreme Court Rules for the Government of the Bar of Ohio, Rule I, Section 2 (C). <http://www.supremecourt.ohio.gov/LegalResources/Rules/govbar/govbar.pdf> (visited on May 3, 2018).
- 37) Guidelines for Requesting Evaluation of Foreign Education, <http://www.supremecourt.ohio.gov/AttySvcs/admissions/foreignApGuidelines.pdf> (visited on May 3, 2018).
- 38) Bar Admission Rules, Rule 205, Admission of Foreign Attorneys and Graduates of Foreign Institutions, [http://www.pabarexam.org/bar\\_admission\\_rules/205.htm](http://www.pabarexam.org/bar_admission_rules/205.htm) (visited on April 8, 2018).
- 39) Tennessee Board of Law Examiners, <http://www.tnble.org/> (visited on March 27, 2018).
- 40) Rule 7: Licensing of Attorneys, <http://tncourts.gov/rules/supreme-court/7> (visited on March 27, 2018).
- 41) Summary of statistics July 2017, [http://www.tnble.org/sites/default/files/july\\_2017\\_summary\\_of\\_statistics.pdf](http://www.tnble.org/sites/default/files/july_2017_summary_of_statistics.pdf) (visited on April 8, 2018).
- 42) Rules Governing Admission to the Bar of Texas, Rule 13, § 4, <https://ble.texas.gov/rule13> (visited on April 8, 2018).
- 43) Rule 13, § 8 (a).
- 44) Rule 13, § 8 (c).
- 45) Rule 13, § 8 (b).
- 46) Admission to the Vermont Bar, <https://www.vermontjudiciary.org/attorneys/admission-vermont-bar> (visited on March 29, 2018).
- 47) Rules of Admission to the Bar of the Vermont Supreme Court, [https://www.vermontjudiciary.org/sites/default/files/documents/900-00014.Rules\\_Admission.Bar\\_.pdf](https://www.vermontjudiciary.org/sites/default/files/documents/900-00014.Rules_Admission.Bar_.pdf) (visited on March 29, 2018).
- 48) Admission by Lawyer Bar Examination, <https://www.wsba.org/for-legal-professionals/join-the-legal-profession-in-wa/lawyers/qualifications-to-take-the-bar-exam> (visited on March 29, 2018).
- 49) [https://www.wsba.org/docs/default-source/news-events/press-releases-news/bar-exam-stats-summer-2017.pdf?sfvrsn=41603bf1\\_0](https://www.wsba.org/docs/default-source/news-events/press-releases-news/bar-exam-stats-summer-2017.pdf?sfvrsn=41603bf1_0) (visited on March 29, 2018).
- 50) D.C. Court of Appeals Rule 46, [https://www.dccourts.gov/sites/default/files/divisionspdfs/committee%20on%20admissions%20pdf/DCCA\\_Rule\\_46.pdf](https://www.dccourts.gov/sites/default/files/divisionspdfs/committee%20on%20admissions%20pdf/DCCA_Rule_46.pdf) (visited on March 29, 2018).
- 51) <https://www.law.georgetown.edu/academics/academic-programs/graduate-programs/us-bar/dc-bar.cfm> (visited on March 29, 2018).
- 52) SCR Chapter 40, <https://www.wicourts.gov/sc/scrule/DisplayDocument.pdf?content=pdf&seq>

- No=197191 (visited on March 29, 2018).
- 53) 以下が含まれる。Administrative law, appellate practice and procedure, commercial transactions, conflict of laws, constitutional law, contracts, corporations, creditors' rights, criminal law and procedure, damages, domestic relations, equity, evidence, future interests, insurance, jurisdiction of courts, legislation, labor law, ethics and legal responsibilities of the profession, partnership, personal property, pleading and practice, public utilities, quasi-contracts, real property, taxation, torts, trade regulation, trusts, and wills and estates.
- 54) もっとも、ルールの見落としや読み間違いが存在する可能性もあり、またルールは頻繁に改正される。受験の際には最新の情報を原文に当たって確認されたい。また、ルールが適用された場合にどうなるのか、不明確な点は実際に担当部局に問い合わせることを推奨する。
- 55) 憲法レベルで、bar への admission を裁判所の権限として規定している州もある。例えば、オハイオ州がそれである。Article IV, Section 2 (B) (1) (g) of the Ohio Constitution. 同条項の解釈と説明として、the Supreme Court of Ohio and the Ohio Judicial System, office of bar admissions, <http://www.supremecourt.ohio.gov/AttySvcs/admissions/default.aspx> (visited on May 3, 2018).
- 56) このような訴訟法の重視は、コモン・ローが、forms of action という「手続法」によって主導的に形成されてきたとの経緯にも親和的と言えよう。J. H. BAKER, AN INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY 53 (4th ed., 2007). J.H. ベイカー (深尾裕造訳) 『イギリス法史入門』第4版、第I部総論、関西学院大学出版会、2014年、73頁。少なくとも、西洋法導入当初から、実体法と手続法を区別する発想 (それは手続法は実体法を実現するための副次的なものであるとの発想を含む) を知っている日本の法文化とは異なる点があるのではないか。また、そもそも、アメリカ法において、民事訴訟法は憲法に極めて似通った科目でもある。民事訴訟法のケースブックで扱われる personal jurisdiction は憲法の問題そのものである。
- 57) 筆者は Kaplan の教材を使っていたのだが、その予備校の教材も、試験科目がアルファベット順に編集されていた。つまり、agency から始まって wills and trusts で終わるという風に。
- 58) 前掲注5) 参照。
- 59) 清水潤「ロックナー判決と法の支配」戒能通弘編著『法の支配のヒストリー』ナカニシヤ出版、2018年、200-204頁。
- 60) Dan Priel, *Conceptions of Authority and the Anglo-American Common Law Divide*, 65 AM. J. COMP. L. 609, 613-615 (2017).
- 61) この motion は就職が決まった事務所のボスなど、知り合いの弁護士が提出することが多いが、知り合いがいけない場合にはその旨を申請すれば代わりの法律家が行ってくれる。
- 62) The Board of Professional Responsibility of the Supreme Court of Tennessee, <http://www.tbpr.org/> (visited on April 8, 2018).
- 63) Professional Privilege Tax, <https://www.tn.gov/revenue/taxes/professional-privilege-tax.html> (visited on April 8, 2018).
- 64) Tennessee Supreme Court Rule 21, 2.04 (d), <http://www.tsc.state.tn.us/rules/supreme-court/21> (visited on April 8, 2018).
- 65) 免除者に該当することを申告する封書を送付する必要がある。
- 66) TBA Membership Information, <http://www.tba.org/info/tba-membership-information> (visited on April 8, 2018).
- 67) 榊田淳二『国際弁護士：アメリカへの逆上陸の軌跡』日本経済新聞出版社、2010年、126頁。